

# J-OSLER

## 病歴要約

## 作成の手引き

# 目次

## 病歴要約の記載事項

- 3 病歴要約とは？
- 5 基本情報
- 9 病歴
- 10 主な入院時現症
- 11 主要な検査所見
- 12 プロブレムリスト
- 13 入院後経過と考察
- 14 退院時処方
- 15 総合考察
- 16 添付画像
- 17 文献の記載
- 18 略語の記載

## 症例について

- 20 病歴要約提出数
- 21 初期研修の症例
- 22 外来症例
- 23 救急領域の症例
- 24 外科紹介症例
- 25 剖検症例

## 病歴要約評価の流れ

- 27 概要
- 29 個別評価
- 30 一次評価
- 32 二次評価

## 位置付け・目的・理念

- 34 評価の位置付け
- 35 評価の目的
- 36 作成と評価の理念

# 病歴要約とは？①

## ■病歴要約の構成

- 基本情報 [詳しくみる](#)
- 病歴 [詳しくみる](#)
- 主な入院時現症 [詳しくみる](#)
- 主要な検査所見 [詳しくみる](#)
- プロブレムリスト [詳しくみる](#)
- 入院後経過と考察 [詳しくみる](#)
- 退院時処方 [詳しくみる](#)
- 総合考察 [詳しくみる](#)
- 添付画像（任意） [詳しくみる](#)

## ■病歴要約の記述様式

- POS（Problem Oriented System）方式の病歴要約を作成すること。
- 病歴要約を印刷（もしくはPDF化）したときに、A4で2枚以内に収め、紙面の80%以上を記載すること（80%以上の記載は必要条件であり、十分条件ではないことに留意する）。
- 患者を特定できるような氏名、イニシャル、生年月日、居住地は記載しないこと。
- 患者IDは、照合のため所属施設のIDとするが、施設で責任を持って管理する限りにおいては、独自のIDを用いても構わない。

# 病歴要約とは？②

## ■29病歴要約の提出内容

- 一次評価・二次評価に提出する29病歴要約は、全て異なる疾患群から作成すること。  
※ただし、外科紹介症例と剖検症例については他の病歴要約の疾患群と重複することがある場合、これを認める。
- 症例は主病名がバランスよく選択されていることを重視し、領域別症例はそれぞれ異なる疾患群から作成すること（選択した領域に相応しい内容であること）。
- 外来症例による病歴要約の提出は7篇まで認める。
- 初期研修（またはプログラム外の内科研修）中の経験症例による病歴要約の提出は14篇まで認める。

# 病歴要約における「基本情報」とは？①

下記▽の項目については、症例登録時の情報が病歴要約内に自動で表示される。

修正には、症例指導医による当該症例の「承認取消」と「差戻し」が必要となる。

## ◆ 症例

- ▽ 経験時期
- ▽ 受持期間
- ▽ 患者の施設名
- ▽ 領域
- ▽ 疾患項目
- ▽ 患者ID
- ▽ 受持時患者年齢
- ▽ 性別
- ▽ 担当状況

## ◆ この症例の指導医（症例指導医）

- ▽ 所属施設名
- ▽ 所属科
- ▽ この症例の指導医（症例指導医）

## ◆ 初期研修の症例

- ▽ 初期研修の施設名
- ▽ この症例の診療科
- ▽ この症例を指導した内科学会指導医

[【参考リンク】病歴要約作成済みの症例を修正する方法](#)

# 病歴要約における「基本情報」とは？②

■病歴要約の「基本情報」は以下の項目で構成される。

必須 タイトル

必須 入院日・退院日（外来症例の場合、初診日・最終診察日）

必須 転帰

任意 フォローアップ

必須 確定診断名#1（主病名）

任意 確定診断名#2（副病名1）

任意 確定診断名#3（副病名2）

任意 確定診断名#4（その他の副病名）

# 病歴要約における「基本情報」とは？③

## ■ タイトル

- その内容を端的に表したタイトルを記載する。

良い例→るいそうと発作性の股関節痛から想起できた閉鎖孔ヘルニアの一例

悪い例→閉鎖孔ヘルニアの一例

## ■ 入院日・退院日（入院症例）／初診日・最終診察日（外来症例）

- 実際の期間を正しく入力する。
- 外科紹介症例の場合、初回入院日から術後退院日までを入力する。

# 病歴要約における「基本情報」とは？④

## ■ 転帰

- 実際の転帰を正しく選択する。
- 外科紹介症例の場合 → 転科:手術あり(外科紹介症例として作成)
- 剖検症例の場合 → 死亡:剖検あり(剖検症例として作成)

## ■ 確定診断名

- 略語は用いないこと。
- 疑い病名は含めないこと。
- 入院中(あるいは外来通院中)の重症度・重要性に従い、主病名を#1に記載する。
- #2以下に副病名、合併症を主要なものに限り記載する。



# 病歴要約における「病歴」とは？

- 主病名を中心に記載する。
- 副病名や合併症の経緯も簡潔に言及する。
- 既往歴、家族歴、生活歴等は全てを記載する必要はない。

ただし、主病名に係る重要な内容については記載を必須とする。

例：気管支喘息におけるアレルギー歴

- プロフィールや職業が重要な場合は記載する。
- 患者個人情報に繋がる病院名の記載は避け、「近医」などと記載する。
- 前医から引き継いだ場合、自身の受け持ち開始時までの臨床経過を記載する。

# 病歴要約における「主な入院時現症」とは？

- 身体所見を系統的に全て記載する必要はなく、重要なものに絞って要領よく記載する。  
ただし、主病名に関連する所見は、省略しないこと。
- 外来症例の場合、外来診察時現症を記載する。
- 前医から引き継いだ場合、自身の受け持ち開始時の身体診察所見を記載する。

# 病歴要約における「主要な検査所見」とは？

- 全ての検査結果を羅列する必要はない。
- その疾患で異常になり得るデータ、注目すべき正常値、特殊検査はなるべく記載する。
- 検査所見の記載などでは、医師国家試験問題や内科専門医試験問題などに準じて、一般的な略語は使用してよい。 [詳しくみる](#)
- 前医から引き継いだ場合、自身の受け持ち開始前後の検査所見を記載する。

# 病歴要約における「プロブレムリスト」とは？

- 診断名だけでなく、患者を診察していく上で問題となる項目を挙げる。
- 初診時（もしくは受け持ち開始前後）に得られる、医療面接での問題点、臨床症状、診察所見、検査値の異常などからリストアップする。
- 予め診断がついている項目（病名）も、主病名として取り扱った疾患と関連のある場合はプロブレムとして挙げてよい。

# 病歴要約における「入院後経過と考察」とは？

- 特殊検査等を含む診断とその根拠、治療とそのエビデンスおよび転帰を記載する。
- 考察はプロブレムごとに診断および治療法選択における過程を簡潔に記載する。
- 外来症例の場合、外来診療中の経過について考察する。
- 外科紹介症例・剖検症例の場合、それぞれ手術所見・剖検所見を含めて考察する。
- 前医から引き継いだ場合、主として自身の受持期間中のプロブレムに基づいた病態の経過・考察を記載する。

# 病歴要約における「退院時処方」とは？

- 薬剤名は一般名で記載する（一般名の後に括弧書きで商品名を記載してもよい）。
- 外来症例の場合、最終診察時の処方について記載する。

# 病歴要約における「総合考察」とは？

- 主病名を中心にその重症度、副病名との関連について言及し、診断および治療法選択における妥当性を簡潔に記載する。

主病名についての一般的な解説ではなく、自身が担当した症例に関連した内容について考察すること。

- 患者を全人的に捉えた『総合考察』を必ず記載する。
- プロブレム間の考察や社会的・心理的側面についても言及されていることが望ましい。

# 病歴要約における「添付画像」とは？

- 経過図、検査等一覧表は必要に応じて挿入してよいが、それが症例の理解に役立ち、明瞭に読み取れるものに限る。
- 画像内に患者情報が含まれないよう、十分に留意する。



# 病歴要約における文献の記載について

- 文献はEBMを重視の上、症例に適した原著論文、ガイドライン、レビューなどを引用し、**必ず文中に記載する**。(全国の図書館で閲覧できるような公的機関の医学雑誌ないしは学術図書に掲載されたものからの引用に限る)

引用形式:

(Abe S. JAMA 1997;278:485)

(工藤翔二. 日内会誌 2006;95:564)

- Web媒体から引用する場合、「Up To Date」等、医療情報源や各学会、厚生科学研究班等から出されたガイドライン等、出典がオーソライズされたものとする。

引用形式:

(●●学会編:●●ガイドライン.●●学会 HP)

# 病歴要約における略語の記載について

- 確定診断名には略語は用いないこと。
- 複数の用語を意味する略語は、初出部に記載してから用いること。  
〈例〉 糖尿病 (DM)、皮膚筋炎 (DM)
- サブスペシャルティ領域で一般的と思われる略語も、初出部に記載してから用いること。  
〈例〉 経気管支クライオ肺生検 (TBLC)  
経カテーテル大動脈弁置換術 (TAVI)  
内視鏡的粘膜下層剥離術 (ESD)
- 検査所見の記載などでは、一般的な略語は、医師国家試験問題や内科専門医試験問題などに準じて用いること。  
〈例〉 JCS、GCS、SpO<sub>2</sub>、血液検査項目、Xp、CT、MRIなど

病歴要約で扱う症例について

# 求められる病歴要約提出数

領域	提出数
総合内科Ⅰ（一般）	2
総合内科Ⅱ（高齢者）	
総合内科Ⅲ（腫瘍）	
消化器	3
循環器	3
内分泌	3
代謝	
腎臓	2
呼吸器	3

領域	提出数
血液	2
神経	2
アレルギー	1
膠原病及び類縁疾患	1
感染症	2
救急	2
外科紹介症例	2
剖検症例	1
合計	29

- 消化器領域では、「消化管」・「肝臓」・「胆・膵」から病歴要約を提出すること。  
※「消化管」の病歴要約として、研修手帳の消化器領域・疾患群9にある「急性腹症」は含まれない。救急領域や外科紹介症例、剖検症例としての提出は可能。
- 内分泌領域と代謝領域では、それぞれ1篇以上の病歴要約を提出すること。  
※29病歴要約No.9には内分泌、No.10には代謝の病歴要約のみがセット可能。  
No.11については内分泌と代謝のどちらでもセット可能。

# 初期研修中（プログラム外）の経験症例について

以下の条件を満たすものに限りに、J-OSLERへの登録を認める。

- 内科系疾患の成人症例（15歳以上）であること。
- 主担当医として担当していたときに、内科指導医から指導を受けていること。
- 所属する内科専門研修プログラムが「内科専門研修相当の症例」と認めること。

上記3条件を全て満たしていれば、当該症例を経験した診療科は問わない。

ここでいう「主担当医」とは、院内サマリーへの氏名記載の有無に関わらず、専攻医自身が当該患者を実際に受け持っていたかが肝要となる。

初期研修（またはプログラム外の内科研修）中の経験症例は、内科専門研修で必要とされる修了要件160症例のうち、1/2に相当する80症例を登録上限とする。

# 外来症例の病歴要約について

主治医として外来受持期間中のプロブレム・病態（主病名など）に対して、何をどのように行ったかなど、内科専門研修の証として相応しい病歴要約の記載を求めています。

- 入院症例と同様に、主訴、病歴、主な身体所見、主な検査所見、プロブレムリスト、診断・治療経過・管理、総合考察などを含めて、内科専門研修の証として相応しい診療密度と質を担保できるような病歴要約であること。
- その内容について担当指導医により内科専門研修の証として相応しいことの承認があること。

# 救急領域の病歴要約について

- 原則として、救急搬入や救急外来を受診した症例であること。
- 救急領域は、消化器系・循環器系・呼吸器系等、様々な領域の疾患項目によって構成されているが、いずれも救急領域で学修すべき内容を捉えた考察が求められる。
- 病名が救急領域と他領域とで重複することがあっても、焦点を当てる部分は異なるため、それぞれの領域として十分な記載ができているのであれば、救急領域と他領域とで同一疾患の病歴要約を提出することは認められる。ただし、内科専門研修では幅広い症例経験を推奨していることから、病名についても他領域と重複しないほうが望ましい。

# 外科紹介症例の病歴要約について

- 外科紹介症例は原則、以下の3条件を全て満たすものとする。
  1. 主担当医として受け持った患者の内科系疾患に対して、外科的専門治療が必要であると診断した症例であること。
  2. その外科的専門治療に外科系医師があたった症例であること。  
(施設やベッドの空き状況があるため必ずしも外科転科の有無は問わない)
  3. その外科的専門治療が、全身麻酔下、あるいはそれに相当する手術であること。

## ※補足

- 全身麻酔が基本であるため、胃瘻作成や胆道ステント留置による内瘻化、透析のシャント術、脳神経外科で施行された頸動脈ステントなどは外科紹介症例の対象外となります。
- 外科紹介症例として提出する病歴要約(29病歴要約No.27, 28)は、他の病歴要約と疾患群の重複が認められています。



# 剖検症例の病歴要約について

■ 剖検症例は、原則として以下の4条件を満たすものとする。

1. 死亡の宣告あるいは死亡診断に関与すること
2. 遺族への剖検依頼に関与すること
3. 剖検に際しての臨床上の問題点等を整理して病理へ提出すること
4. 剖検に立ち会うこと

## ※補足

■ 剖検症例として提出する病歴要約(29病歴要約No.29)は、他の病歴要約と疾患群の重複が認められています。

■ 臨床経過を剖検所見と対比し、適切に考察すること。

ただし、病理所見が出るまでに時間を要する場合に限り、解剖時の肉眼的所見を以て十分な考察が可能であれば、剖検症例の病歴要約作成を認めています。

# 病歴要約評価の流れ

# 病歴要約評価の流れ（概要）



- 個別評価者が病歴要約を1篇ずつ評価する。
- 個別評価者は「これまでの担当指導医」から専攻医が指名できる。
- 病歴指導医が29篇をまとめて評価した後、プログラム統括責任者が29篇を改めて評価する。
- 病歴指導医は、プログラム統括責任者によって指名される。
- プログラム外部の査読委員が29篇をまとめて評価する。
- 査読委員と専攻医の双方が匿名で行われる。
- 査読委員は、J-OSLERシステム上で機械的に指名される。

# 病歴要約評価の流れ（用語説明）

## ■ 担当指導医

病歴要約の作成指導・個別評価を行う指導医で、専攻医のメンターとしての役割を担う。

原則として、専攻医が所属する施設に常勤する内科指導医を、専攻医の操作で担当指導医として申請する。

担当指導医1名につき、専攻医を同時に3名まで受け持つことが可能である。

## ■ プログラム統括責任者

専攻医の29病歴要約一次評価（統括責任者評価）を行う。

病歴指導医が承認した29篇を改めて評価する。

統括責任者は病歴指導医を兼任することが可能である。プログラムの規模にもよるが、複数の目線で病歴要約評価を行う観点から、可能な限り病歴指導医評価と統括責任者評価は、異なる指導医が担当することを推奨する。

## ■ 病歴指導医

専攻医の29病歴要約一次評価（病歴指導医評価）を行う。

一次評価を行うにあたって、最も適したプログラム内の内科指導医を、プログラム統括責任者の操作で設定する。

病歴指導医は担当指導医が兼任可能である。

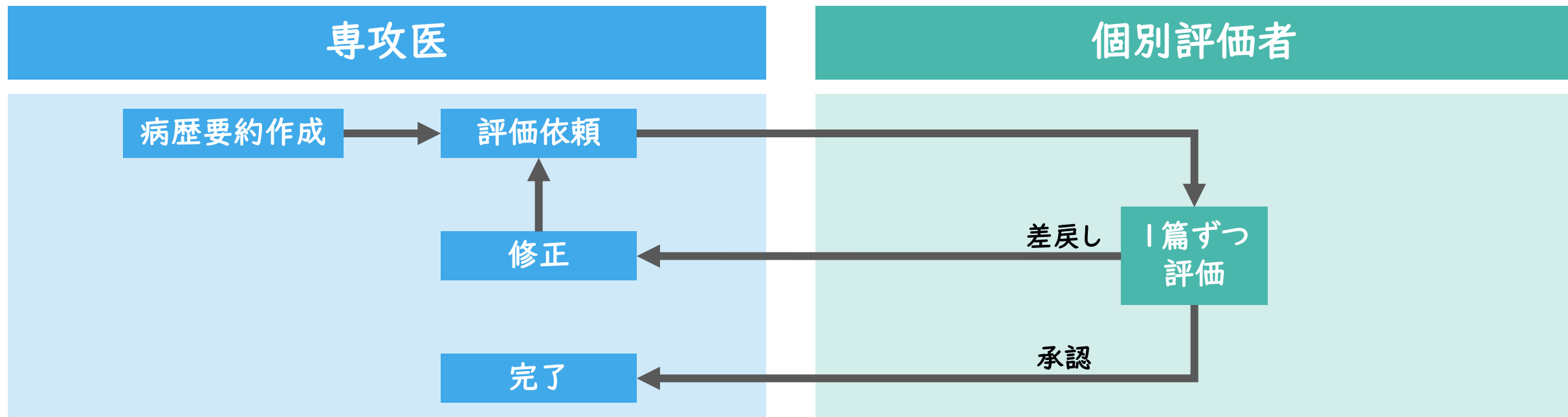
## ■ 査読委員

専攻医の29病歴要約二次評価を行う。

専攻医が所属するプログラム外の施設に所属する方が、システムにより機械的に設定される。

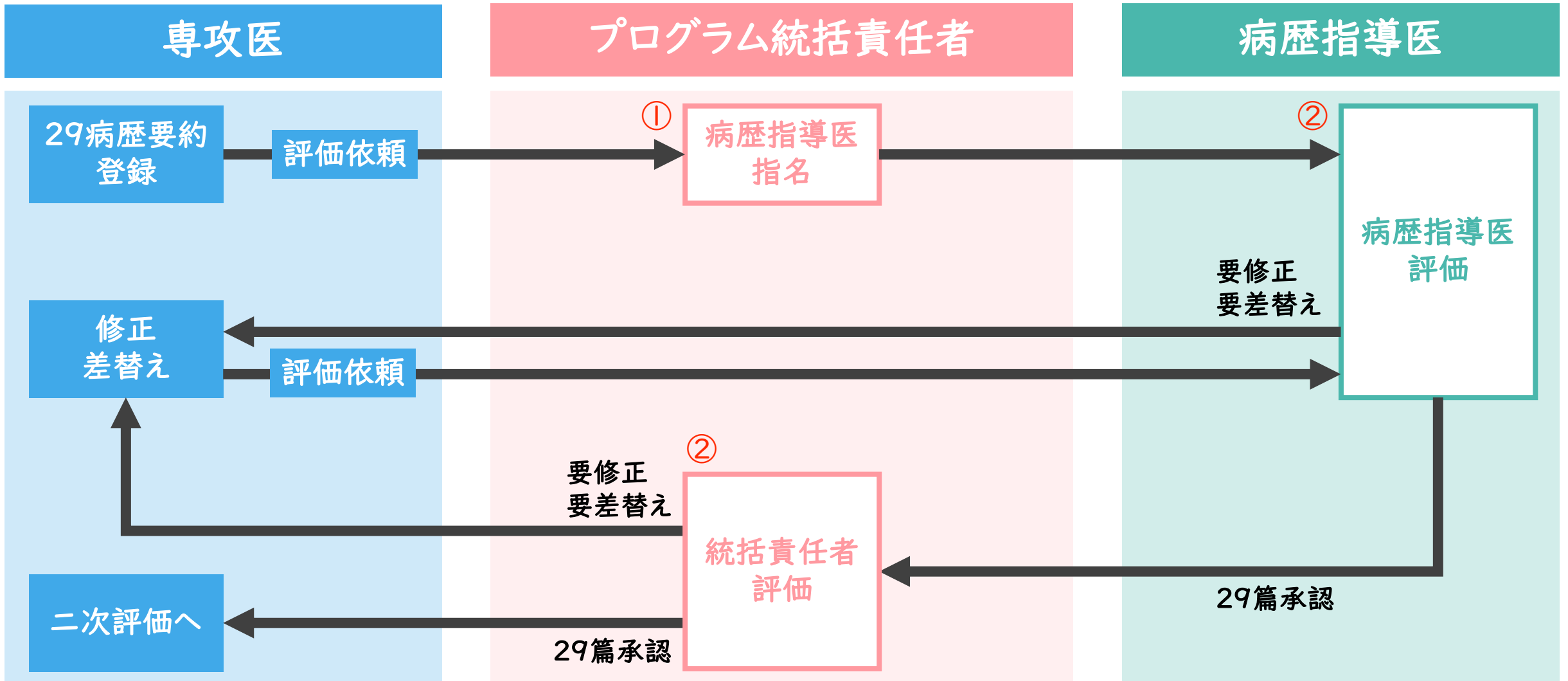
査読の公平性を保つ観点から、査読委員の情報はプログラム側に一切開示されない。

# 病歴要約「個別評価」の流れ



病歴要約の個別評価者は、「これまでの担当指導医」の中から、専攻医の操作で指名が可能です。

# 病歴要約「一次評価」の流れ



# 病歴要約「一次評価」の流れ

## ①病歴指導医指名

- 専攻医が29病歴要約を登録し、J-OSLER上で一次評価依頼を行います。評価依頼がなされると、プログラム統括責任者のもとに病歴指導医を指名するよう通知メールが届きます。
- 病歴指導医はプログラム内の指導医からプログラム統括責任者の操作で指名できます。

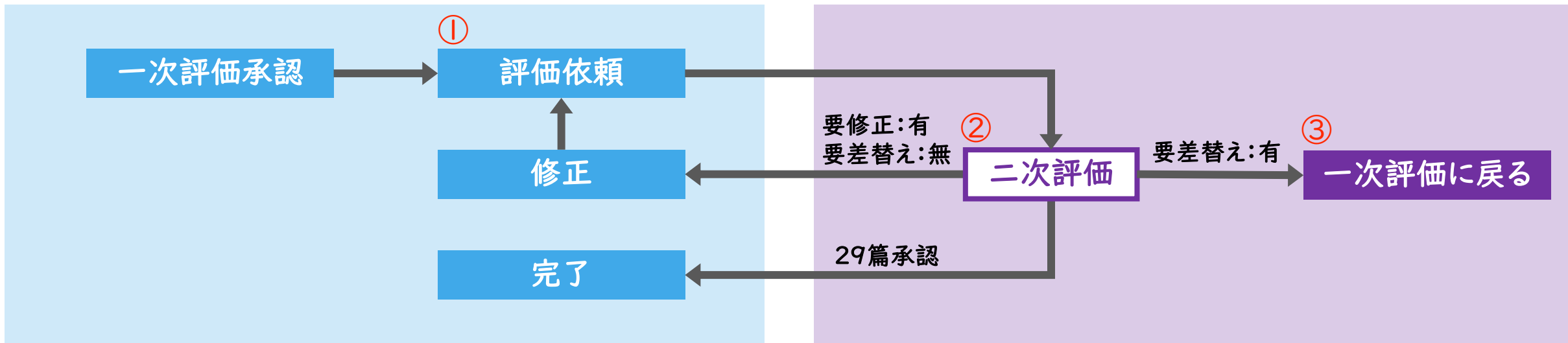
## ②病歴指導医評価・統括責任者評価

- 29病歴要約をまとめて評価します。
- 病歴指導医の初回評価は21日以内、統括責任者の初回評価は14日以内、2回目以降はそれぞれ7日以内を目安に評価がなされます。
- 各病歴要約が内科専門研修に相応しくない内容であった場合、**要修正・要差替え**と評価されます。  
**Revision**      **Reject**
- 要差替えは各病歴要約に対し、初回の評価時のみ選択可能です。
- 各病歴要約が内科専門研修に相応しい内容であった場合、**承認**と評価されます。  
**Accept**

# 病歴要約「二次評価」の流れ

専攻医

査読委員



## ① 評価依頼

- 一次評価で承認された29病歴要約を、専攻医の操作で二次評価に提出します。

## ② 二次評価

- 査読委員が29篇をまとめて評価します。

## ③ 要差替えがあった場合

- 別病歴要約に差し替えてください。差し替えた病歴要約のみ、一次評価をやり直します。



# 病歴要約評価の位置付け・目的・理念

# 病歴要約評価の位置付け

日本内科学会内科専門医制度においては、研修修了を確認する最も重要な要件として、予め指定された内科の所定領域とその症例経験を病歴要約として一定数取りまとめる必要がある。その病歴要約は内科専攻医の研修実績評価として、専攻医が所属する研修プログラム内での評価を受け、そして日本内科学会査読委員による外部評価を受けることとなる。複数段階による評価が終了し、全病歴要約が承認され、他の修了要件を満たすことにより、内科専門研修は修了する。この研修修了をもって内科の専門医試験を受験することが可能となる。病歴要約は内科の研修実績を評価する最も根幹にあたる位置付けとなっている。

# 病歴要約評価の目的

- ① 専攻医が一定の研修期間中に主担当医としてどのような症例を経験し、その患者をどのように診断し治療したかの過程と、その症例を通じて何を学んだかを評価する。
- ② 内科医に求められる重要な資質とは、疾患の診断や治療のみならず、患者を一人の人間として付き合うことでもあり、出会いから退院、あるいはその後にいるまでの長いかわりが重要であり、病歴要約を詳細に査読することによってその資質を評価する。
- ③ 専門分野や関心領域が同じでない評価者に、記載の学問的なレベルや詳細さについて、厳密な評価は困難を伴うと思われる。従って病歴要約評価においては、どのくらい専門分野的に優秀かの評価ではなく、内科専門医として相応しい達成すべきレベルに至るように促す形成的評価を行う。

# 病歴要約作成と評価の理念①

- 病歴要約は単なる症例の記録（退院時要約そのもの）ではなく、初診時から退院（もしくは主担当医としての受持期間）、あるいは外来での経過観察時におけるかかわりの描写と、疾患に対する科学的なアプローチの方法論や、その患者との人としての関わり、そしてその患者から何が学び取られたかの考察を明示しなければならない。
- その患者の初診から入院に至るまで（もしくは主担当医としての受持期間）の経緯や診断、治療内容さらには未解決課題などが、退院後あるいは外来で経過観察していく中で他の担当医にも伝わるような病歴要約の作成を心がけるべきである。

## 病歴要約作成と評価の理念②

- 各自が内科専門研修において選択した領域（サブスペシャリティ）に相応しい代表的な症例、即ち、診断や治療に難渋した症例、あるいは教訓を得た症例を提示するなど研修の様子や姿勢が浮き彫りになるような配慮も求める。
- その疾病についての診療能力を示すものは、病歴要約上ではどのような情報をもとに、どのように診断・治療して、どのような転帰になったかが明瞭に記載されているかどうかにかかっている。また、初診時あるいは入院時（もしくは受け持ち開始時）の所見、検査も全てを網羅的に記載する必要はない。基本的、必須項目が（否定要件も含めて）選択され、記載されているかどうか問われる。

## 病歴要約作成と評価の理念③

- どのような症例でも同一の様式で、指定された一定のスペースの中に記載することが求められる。また、それぞれの病態について、必要十分な情報が論理的に、且つ正確に記載されていて、第三者が一読することで、その症例を理解できるかどうか最も重要であり、このことが評価の対象となる。そのためには当該症例へのサブスペシャリティの知識を十分に有しつつも、その上で患者の病態の全体像を捉えられているのか（統合力はあるのか）、医療の継続性に配慮しているか、などが問われる。
- 診療に取り組んでいる態度がどれだけ濃密に描かれているかで評価されるが、ただ仔細なデータが書いてあれば良いというものではない。生活社会歴やパーソナリティ、患者の個々の事情など、全人的な視点で俯瞰しながら、優先順位をどうつけ、問題解決していったかについての記述を加えることも重要である。